

高 齢 者 対 策 特 別 委 員 会 行 政 調 査 報 告 書

令和7年10月8日付け委員派遣承認要求書に基づき、同日付けで議長から承認され、下記のとおり実施した行政調査の結果について報告する。

令和7年11月17日

墨田区議会議長

佐 藤 篤 様

高齢者対策特別委員長

たかはしのりこ

記

1 調査期間

令和7年10月28日（火）

2 調査場所

- （1）神奈川県横浜市
- （2）神奈川県横須賀市

3 調査事項

- （1）高齢者の住宅確保への取組について
 - ア セーフティネット住宅見守りサービス補助事業について
- （2）終活への取組について
 - ア 終活支援について

4 出席委員氏名

たかはしのりこ	中 村 あきひろ	小 林 しょう
船 橋 けんご	井 上 裕 幾	甲 斐 まりこ
はねだ 福 代	山 下 ひろみ	しもむら 緑
福 田 はるみ		

5 同行理事者職氏名

福祉部長	都市計画部長	福祉部参事
浮 田 康 宏	久 井 隆 司	若 菜 進
住宅課長		
前 田 武		

6 随行事務局職員

事務局次長	議事調査主査	議事調査書記
平 井 千 枝	酒 井 峻 一	渡 部 由 季

7 調査概要

別紙のとおり

調査概要 【横浜市】

1 市の概要

横浜市は、関東平野の南西部、神奈川県の一部に位置し、北は川崎市、西は大和市・藤沢市・東京都町田市、南は鎌倉市・逗子市・横須賀市に接しており、東は東京湾に面している政令指定都市である。

市域には、北西部に多摩丘陵、南部に三浦丘陵に連なる丘陵部があり、56の河川が流れている。坂や傾斜地が多く起伏に富んだ複雑な地形となっており、広域的に連続した水・緑環境を有し、市の地形は、丘陵地、台地、低地及び埋立地に分けられる。海岸部には埋立地が造成されており、海岸線のほとんどが人工的な地形に改変されている。

国際貿易港である横浜港を基盤として、首都圏の中核都市としての役割を担っている。

令和7年10月1日現在、人口は3,772,267人、面積は438.23平方キロメートルである。

(参考資料／横浜市のホームページほか)

2 調査事項

(1) 高齢者の住宅確保への取組について

ア セーフティネット住宅見守りサービス補助事業の概要

横浜市では、賃貸人が抱える単身高齢者の入居受入れに対する不安の軽減を図り、単身高齢者の民間賃貸住宅への入居促進及び居住支援の充実化に繋げることを目的として、セーフティネット住宅に入居する単身高齢者を対象に「簡単・安心・安価」な見守りサービスを提供する見守りサービス事業者に対し、市がサービス利用料の一部を補助する事業を実施している。

3 質疑等 (午前10時10分～午前11時20分)

◎横浜市議会局政策調査課長

～ あいさつ ～

◎委員長 (たかはしのりこ)

～ あいさつ ～

◎横浜市理事者 (住宅政策課担当課長及び同担当係長)

～ 資料に基づき、セーフティネット住宅見守りサービス補助事業について説明 ～

< 質 疑 >

◎委員 (甲斐まりこ)

細かいことで恐縮なんですけれども、家賃補助付きSN住宅について、こちらは生活保護受給者でない方に補助を出していらっしゃるということなんです、この事業によって生活保護を受けている方が住む住宅がなくなってしまうのかなという点が気になりましたので、教えていただけたらと思います。

◎横浜市理事者

住宅扶助とこの補助は基本的には同じ趣旨なので、二重には受けられない仕組みになっていて、生活保護を受けている方がセーフティネット住宅に入居することができないわけではございません。

◎委員 (甲斐まりこ)

大家の立場からすると、生活保護を受けている方よりも例えば母子家庭に入ってほしいなということになってしまわないのかなという意図で質問をさせていただきました。

◎横浜市理事者

この仕組みについて、何か聞いたりしたことはないので、大丈夫かなと思います。

◎委員 (しもむら緑)

私も家賃補助付きＳＮ住宅についてお伺いします。

オーナーさんから、残置物の処理について課題になるということをお伺いしました。御市は残置物保険料の補助を上限６万円に設定されています。墨田区では保険料に幅があるということで、設定が難しいという話を今いただいているところで、この点をクリアしたいなと思っています。御市でこの上限を６万円に設定された根拠ですとか、こちらの取組についてもう少し具体的にお伺いできればと思います。

◎横浜市理事者

上限６万円の設定の根拠については分かっておらず、お答えできません。

◎委員（はねだ福代）

事前質問への回答に、ＵＲから毎年１０戸ほど供給いただいているということが書かれているんですが、一般の住宅とＵＲの住宅とで、収入要件に差があるんでしょうか。何か保証人の収入要件が必要だとかあるんでしょうか。

◎横浜市理事者

ＵＲであっても通常の賃貸住宅と同じように賃料は掛かってきます。ただ、ＵＲというのは普通の住宅と違い、敷金、礼金がないといったことはございます。

あと、家賃補助を受けるには先ほど言いましたように、収入要件があって、収入が基準を超えてしまうと受けられないので、それを下回っている必要があるということは当然あります。

◎委員（はねだ福代）

要件としては、特別その差はないということですよ。

◎横浜市理事者

はい。

◎副委員長（中村あきひろ）

横浜市の住宅要配慮者の人数はどの程度か教えてください。

それと、家賃補助付きＳＮ住宅を累計１,９００戸供給することを目標としているとのことですが、今ちょうど空き家が増えてきていて、そのマッチング等は民間会社等で戦略的にやって受給ギャップを減らしていくのかということと、あと多分住居の要配慮者は相当多いと思うので、緊急性が高いところに着目しているのかということをお教えいただければと思います。

◎横浜市理事者

要配慮者の数については、属性もかなり多くいらっしゃるの、なかなか把握できていないところでございます。住宅統計で前提を付ければ、ある程度出せるのかもしれませんが、なかなか収入とかを含めて整理ができていない、数を把握していません。ただ、相当多いというのは事実でございます。

空き家の話でございますけれども、総務省の統計調査では横浜市の賃貸住宅の空き家、空き室は１０万戸以上あるところでございます。ただ、その１０万戸のデータを国が持っているわけでもないし、我々も持っていないので、その全体を把握して直接アプローチするということできません。基本的には不動産業界とかオーナーさんに対して、こういった制度があるので、空き室でお困りだったら是非活用してくださいということで働きかけるということでございます。

ただ、やはりそういった要配慮者と高齢者の場合、拒否感もあるというか、我々が不動産業者からの断片的な伝聞で想像していることなんですけれども、例えば登録とか家賃補助にしても、それなりに手続が出てくるので、そこまでは困っていない、あるいは賃貸住宅の一部はやってもらって、それだけで経営としては回っているんだったら現状でいいとか、なかなか活用していただけないところです。

１０万戸の１割じゃなくても、本当１％でも活用してくればかなりの数になるので、今後、頑張っていきたいなと考えております。

◎副委員長（中村あきひろ）

主な住宅の要件のところ、礼金と更新料等を１か月分まで徴収できるようにしたということだと思うんですけれども、この効果と、どの程度オーナーさんに響いたか、影響を与えたかと

いうことが、もし分かれば教えていただければと思います。

◎横浜市理事者

もともと家賃補助を受ける要件について、国のほうで礼金、更新料を取っちゃいけないとあったんですが、不動産業者の皆様の話だと、これはちょっとハードルが高いんじゃないか、今まで取っていた金額を取らないようにすることはないという話をいただきました。横浜市では、礼金、更新料を取っている住宅が多く、ここは何とか撤廃できないかということはかなり強力に要望したところ、一月を超えない分であればいいとなり、実態としては一月分ぐらいを取っているところが多かったので、かなりPRしたんですけれども、実際のところ、ほとんど変化がなかったというのが現状です。だから、原因はこれだけじゃなかったのかなと考えます。

一番よく言われるのは、耐震の関係です。基本的に旧耐震は登録すらできないので、そこが課題です。市民の安全を担っている我々として、譲れないところですが、オーナーさんからは、旧耐震でできればやるだけけれどもというような声をいただいているところです。ちょっとそこはどうにもならないというところです。

あと、見守りは先ほど言ったように実績は乏しいんですけれども、使っていただいたオーナーさんにすれば、絶対必要だと思っていたから、この仕組みが入ってよかったというようなお声をいただいているところでございます。

◎委員（井上裕幾）

セーフティネット住宅見守りサービス補助事業について2点お伺いします。先ほどのご説明で、始めた際は国の補助を使われていたという話でしたけれども、本格実施後は国の補助を使われているのかどうか教えていただきたいということが1点です。

あと、事業者のサービス内容については、最低要件はあるにせよ、そのサービスはまちまちとあったところで、利用者様のほうではどのように選択をされるのでしょうか。そのあたりを行政側でサポートするとあっせんのような形になってしまうのかなと思っていまして、利用する場合の情報提供はどのようになっているか、教えていただければと思います。

◎横浜市理事者

モデル事業として現在も国の交付金を入れていることに変わりはありません。

あと、複数のサービス事業者がいますけれども、基本的には、このホームページとかでサービス内容の一覧を見たり、あるいはそれぞれの事業者のホームページを見たりして、オーナーさんが選んでいただくということが基本でございます。我々のほうも相談があり、このサービスはどこかということがあれば、その事業者を案内をするつもりですけれども、基本的にはこれまでオーナーさんが選択されて決まっているところでございます。

◎委員（小林しょう）

家賃補助付きSN住宅についてなんですけれども、ご説明にもあったとおり3年前からその補助額を選択できるようにされたと認識をしております。8万円から4万円の中で選択ができるということなんです、その傾向として、お幾らを選択されることが多いのか、そのあたりの市としての分析をお伺いできたらと思います。

◎横浜市理事者

現時点での補助の平均が5万円ぐらいです。8万円を設定する方もいますが、4万円が多いと思うんですけれども、平均で5万円です。

◎委員（小林しょう）

やはり長い間補助を受けたいという方が多いのかなということで、市としては分析をされているということですか。

◎横浜市理事者

市としては、4万円で長くやっていただきたいというところはあるんですけれども、8万円を選択している方は高齢者優良賃貸住宅から移行された方なんです。知っている1例は、簡単に言ってしまうと、8万円で補助を受けて早くその制度を終わってしまって、通常の賃貸住宅に戻したいというようなことをおっしゃっていました。我々としては4万円で10年やってほしいと思っているんですけれども、オーナーさんの意向がありますので、コントロールができて

いないところがあるということです。

基本的に入居者というより、オーナーさんの意向で決まります。あと、この制度自体、実はコロナ禍で急に仕事なくなった若い人とかがいて国のほうで緊急的に拡大したということがありました。我々として即座にそれに対応して、市民や事業者を選択させたほうがいいだろうということで、今もその形で続いているところです。

ただ、そもそも 480 万円というのがすごく課題だと思っていて、それは国へも要望はしているんですけども、なかなか厳しいというお話なんです。本音を言うと、先ほど言ったように、やはり 4 万円とか、場合によっては 2 万円で長くというほうがいいのかなとは考えているところですが、仕組みとして用意したのに、行政として選択を狭めるというのは難しく、悩んでいるというところはございます。

◎委員（小林しょう）

国の基準の 480 万円が市として課題に感じているということで、要望されているとおっしゃっていましたがけれども、どういった点について国に要望を出しているのか教えていただいてもよろしいですか。

◎横浜市理事者

こういった住宅は高齢者の入居がメインですが、高齢者は、やはり年齢が上がるほど新たな転居が難しいです。高齢になるほどやはりオーナーさんの抵抗感が高まるので、そういったことから、480 万円を倍にするとか、あるいはもう可能なら上限がないぐらいのほうが望ましいという感じで、いろいろと文書を書いて国に出したりしているところですけども、状況は理解するけれども、やはりちょっと厳しいというようなことをいただいています。

◎都市計画部長（久井隆司）

家賃の低廉化補助のお話についてですが、480 万円を 1 住戸の限度として、その額を選択していくということでしたが、私どもは 2 万円の家賃の低廉化を進めているところです。例えば 8 万円となると、実際には 5 年間しか補助できないということになって、それ以降はどういう対応をされているのかということが 1 点です。もう 1 点が、ちょっと話は変わるんですが、家賃の高騰は大きな都市だと同じような状況だと思うんですけども、そういった対策を住宅施策の中でやっていくものもあれば福祉施策の中でやっていくものもあると思うんです。そういったものがあれば、ご教示願えればと思います。

◎横浜市理事者

まず、入居するときに家賃が分かっている話ですので、基本的には入居するときによく考えて選んでもらうということが重要なかなと思っています。最後の居住支援マッチングのところでお話ししましたが、居住支援兼相談窓口を設けていまして、その中では当然 480 万円の限度額とか、ここだと幾らもらえるようになるということをしっかり相手の方にお伝えした上で選んでもらう。逆に言うと、10 年とか期間が長いことが希望でありましたら、やはりそこを選んでもらうというのがあると思います。

あと、補助が終わった場合については、少し前からご相談をいただいて、新たな住宅を探すお手伝いをしっかりしていくということが基本なのかなとは思っております。ただ、そうはいっても、短いものばかりが多くなってしまうとそれは課題なので、いろんな考えがあるかもしれませんけれども、墨田区さんの 2 万円という考え方も一つのいい考えなのかなと思っています。感想でございます。

それと、横浜市で高齢者向けの優良賃貸住宅が今 2,000 戸ぐらいあるんですけども、これが毎年 100 戸か多い年だと 200 戸ぐらい減っているような状態なんです。十数年たってもセーフティしかないような状態です。居住サポートはいますけれども、それだけになってしまうので、そこはとても課題かなと思います。かといって、やはり公営住宅を増やしていくというのも、直接建設は、用地だとか、財政的なことを考えても現実的じゃないです。借上げも結構頑張っているところですが、協力してくれる事業者さんが少ないので、人口は減っていくんですけども、特に高齢者単独世帯が今後増えていく中で、それをどうしていくのかということは、福祉施設に行かれる方もいると思うんですけども、2050 年に向けてものすごく課題かなと思っ

ています。それをどう合理的にやっていくかというのは、しっかり影響を考えながらやっていきたいと思いますので、是非、墨田区さんとも意見交換をさせてもらいたいですし、何かいいやり方があれば、是非教えていただいたりしながら、本当に頑張っていきたいなと考えているところでございます。今後ともよろしくお願いします。

◎住宅課長（前田 武）

私からはマッチング・入居支援についてお伺いしたいと思うんですが、概要を見ますと、要配慮者をはじめオーナーや不動産事業者、福祉支援機関等からの相談ということで、かなり多岐にわたる相談を受け付けていらっしゃると思受けられまして、そういった対象をまずどういうふうに設定されているのか、また、所管が結構またがるお話なのかなと思いますので、その相談体制をどのように整えられているのかを教えてください。

それと、居住支援協議会をつくられているということなので、そちらとの連携体制はどのようなになっているのかということをお伺いできればと思います。

◎横浜市理事者

まず、相談の対象は住まいにお困りの方ご自身か、あるいは関係する方どなたでもいいという形にしておりますけれども、基本はやはりお困りの方ご自身が多いです。ただ、例えば福祉部局で自分が担当している障害者の方、高齢者の方がこうやって困っているんだけどというお話をいただいたり、大家さんから建て替えなきゃいけないんだけど、高齢の方の行き先が見つからないんだけど相談に乗ってくれないかと話をいただいたりということもございます。

ご本人からの相談だけでなく、支えている方からお話を聞くことで相談がうまくいくようなこともあって、むしろそのほうがいろいろ進んでいったりということがございますので、それは選ばないでやろうという形で設定しているところでございます。

相談窓口は基本的に9時から5時まで、電話もひっきりなしに鳴っています。中には電話のやり取りだけでは対応できないような方、ご自身で探すのは難しい方もおりますので、そういう方については、居住支援法人とか、住まい探しに慣れていらっしゃる不動産業者に登録していただいて、僅かですが報償金をお払いするんですけれども、具体的な物件探しとか、同行とか、そういったことで伴走の支援をやっていただいているところでございます。

そういった中で、福祉の現場とのいろんな調整が出てきます。いろんなケースがあるんですけれども、そのサポーターの方が福祉の現場と連絡を取ってお話ししたり、我々のほうはそれをお手伝いしたりしているところですし、そういった案件については、居住支援協議会のメンバーとして横浜市の関係局ですね、基本的に要配慮者に関わる全ての担当課に入っていて、協議会にも年3回出ていただいています、その前に庁内会議を毎回やったりしています。

特に生活支援課とは、日々と言ってもいいぐらい、いろんな形で連携を取っていて、うまくいっていない物件の調整の状況を把握したり、福祉の現場にも連絡を取ったりというようなことで、ちょっと難しい案件については一件一件調整しているというのが現状です。

福祉部局の仕事というのはある程度縦割りでやっていかないと責任を持ってできないところがありますが、住まいにお困りの方って課題を複数持っている方が多いということ、あと個人情報壁の壁、その方全体の課題を把握して、大家さんにこういう方だけでも、こういう福祉の策も付いているし大丈夫ですと説明しなきゃいけない。そこまでが本当に大変ですね。日々苦労しているというのが現状ではございます。

◎福祉部長（浮田康宏）

福祉との連携ということで、日々そういった相談をしながら調整をしているということだと思うんですけれども、定期的な会議とか、そういう情報交換の機会とか、そういうのが設定されているんでしょうか。さっき言っていた協議会以外でもそういったお話をされていたりするとか、日常業務として福祉の職員と住宅の職員がどこかで打合せをされるのか、その辺の具体的なお話をお伺いします。

あと、福祉的な課題が多いということもあろうかと思うんですけれども、今、一番の課題だと感じられているのはどういったところなのか、具体的にお聞かせいただければと思います。

◎横浜市理事者

まず、年3回の協議会に合わせて、協議会へ参加している市内の関係課の課長をベースにして、横浜市は18区ございますので、例えば福祉部局の高齢者とか障害者とか困窮者、それぞれで全区をまとめた会議、会長会議、いろいろあります。そういったところに年1回ぐらい行って、我々はこういった居住支援の仕事をしていて、居住支援協議会のこういう相談に対応しますということを、10分ぐらいの周知になりますけれども、存在をアピールしようということはやっているところです。

生活支援課とは、何かちょっと困ったことがあったら、やり取りするということがすごく多くて、いろいろ案件が重なると、毎日どこかで話をしているという状況です。

あと、今課題になっている、やっていかなきゃいけないのは、厚労省の生活困窮者自立支援法が改正されて、生活困窮者の業務の中で居住支援が明記されたことへの対応なんですね。国交省の法律の中で居住支援協議会とかは決まっているんですけども、居住支援自体の実際の業務は厚労省の仕組みの中に入っています。もう法は施行されて、対応しますと整理され、実際に厚労省は本気で、国交省と1桁違うぐらいの補助金が出てきますので、それをどう使っていくかという議論を、来年度に向けてやっているところでございます。ですので、厚労省の仕組みをしっかりと活用して、市民の方が困らないような住宅支援体制をつくるというのが、全自治体の課題になっていて、我々も頑張っていきたいなというところでございます。

◎福祉部参事（若菜 進）

私は10年前に住宅課長をやっていたこともあって、そのセーフティネット住宅に少し興味があるんですが、事業のことに立ち返って、もしホームページ等に出ていたんだったら恐縮なんです、気づいた点についてです。

家賃補助付きSN住宅が288戸あって、補助対象者入居中が130戸あるということです。住宅要配慮者の方々って子育て世代、高齢者、低所得者など、いろんな類型がありますけれども、高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯がどれぐらいの戸数を利用されているのかをお伺いしたいと思います。

◎横浜市理事者

高齢者世帯というくくりでいきますと73戸です。

◎福祉部参事（若菜 進）

それと、そこにつながるんですが、令和5年4月から見守りサービスの補助が始まったということで、私ども福祉部としては、住宅を確保するだけではなく、見守りがセットになることはとてもいいと思っています。これは多分オーナーさんにとってもそうなのかなと思っています。一つ目の質問につながるんですけども、入居している高齢者単身世帯、あるいは高齢者のみ世帯の方々の中で令和5年4月からこの見守りの補助サービスを利用している世帯は何戸ぐらいあるのでしょうか。

三つ目は、セーフティネット住宅では、家賃債務保証等補助ということで、家賃債務、あるいは亡くなったときに残置物の保険があるんですが、その残置物保険が適用されたケースがあるのかどうかお伺いします。

◎横浜市理事者

ご質問の見守りサービスを使っているのは高齢者向け優良賃貸住宅しかないんですね。なのでこの見守りサービスの補助を受けて住戸に入っている方は基本的に高齢者だけです。

◎福祉部参事（若菜 進）

その方々は、このサービスを必ず利用されているのでしょうか。

◎横浜市理事者

申請があった住戸については利用されています。

◎福祉部参事（若菜 進）

申請のあった住戸に入っている方は、全てそれがセットになっているということですか。

◎横浜市理事者

その業者が実際にそれを請け負って装置を付けて、それが稼働している住戸ですから、皆さ

ん使っているということです。

◎福祉部参事（若菜 進）

それで入居されている世帯は何戸あるのでしょうか。

◎横浜市理事者

令和7年度10月末現在では36戸です。

残置物の実績は、残念ながらございません。

◎委員長（たかはしのりこ）

見守りサービス補助についてですけれども、これは使っているところは高優賃からセーフティネット住宅に移行したところのみが使っているということですか。

◎横浜市理事者

現状はそうです。それ以外も対象なんですけれども、残念ながら、その住宅だけです。

◎委員長（たかはしのりこ）

そのサービスですけれども、いろんな事業者のサービスがある中で、所管でこういったサービスが一番いいのか、具体的な事業者を挙げるのは難しいかなと思ってはいるんですけれども、こういったものが大家さんが喜ばれるというサービスがもしお分かりになりましたら教えてください。

◎横浜市理事者

その二つの住宅は総合警備保障株式会社を使っています。駆け付けまで入っているところに安心感があるということは聞いたことがございます。

◎委員長（たかはしのりこ）

その駆け付けが使われたことがあるんでしょうか。

◎横浜市理事者

具体的な現場状況までは報告が上がっていないので、申し訳ございません、把握していないところでございます。

◎委員長（たかはしのりこ）

このサービスを使われるオーナーさんを広げていかれると思います。先ほど募集のホームページを拝見しましたがけれども、そのホームページ以外にこういった方法で広げていかれるか教えていただければと思います。

◎横浜市理事者

居住支援協議会の不動産屋、宅建業界とかには毎回見ていただいていますし、そういった方々にお願ひすれば、いろんな場に行って説明する機会を与えてもらえますので、そういった形で粘り強くやっていくところでございます。

あと、過去には特に礼金、更新料の要件が入ったときは、それを取っていない住宅のオーナーに直接後アプローチするとか、様々なことを試行したところではあるんですけれども、なかなかうまくつながっていないので、今後も試行錯誤しながらやっていくところでございます。

ただ、今は政策部門でやっていますので、関係者皆様のお力を借りながら広げていきたいというところでございます。

以上

調査概要 【横須賀市】

1 市の概要

横須賀市は、神奈川県南東部に位置する三浦半島の北半分を占め、市域の東側は東京湾（浦賀水道）、西側は相模湾に面しており、中核市に指定されている。

中央部は山間部や急峻な丘陵部（三浦丘陵）が中心で平地は少ない。そのため、古くから海岸線の埋め立てが行われており、現在の中心市街地（京急の横須賀中央駅周辺）も大部分が埋立地にある。また、海岸沿いまで山が迫る地形のためトンネルが多いのも特徴で、神奈川県にある道路・鉄道トンネルのおよそ半数が市内に集中している。直下には三浦半島断層群が所在している。

市内の行政・経済的都市機能が集中する東京湾岸には大工場や住宅群がひしめきあうが、相模湾岸には自然が多く残され農業も盛んである。

令和7年10月1日現在、人口は367,015人、面積は100.8平方キロメートルである。

(参考資料／横須賀市のホームページほか)

2 調査事項

(1) 終活への取組について

ア 終活支援の概要

横須賀市では、近年、ご本人が倒れた場合や亡くなった場合に、終活ノートの保管場所や、お墓の所在地さえ分からなくなる事態が起きていたことから、終活関連情報を生前に登録し、万一の時、病院・消防・警察・福祉事務所や、本人が指定した方に開示して、本人の意思の実現を支援する事業を行っている。

また、独り暮らしで頼れる身寄りがなく、生活にゆとりがない高齢等の市民の葬儀・納骨・リビングウィルという課題について、あらかじめ解決を図り、生き生きとした人生を送っていただくことを目指した事業を実施している。

3 質疑等（午後1時54分～午前11時09分）

◎横須賀市議会議会局総務調査課長

～ あいさつ ～

◎委員長（たかはしのりこ）

～ あいさつ ～

◎横須賀市理事者（地域福祉課特別福祉専門官）

～ 資料に基づき終活支援について説明 ～

< 質 疑 >

◎委員（甲斐まりこ）

私も司法書士として職業後見人をしているので、先ほどおっしゃっていた認知機能が落ちた後に急に裁判所から選任されてサポートに入ることが、本当に最低限のことしかできないということを感じていたので、ご指摘がごもっともだなと思いました。

そういった中でも市民後見人が墨田区でも少し余っている状態です。うまく活用していくために、市民後見人がそのまま後見人になって、社協が後見監督人に就くという形だと裁判所もまず駄目とは言わないと思うので、すごくうまくつくりられている仕組みだなと思ったんですけども、こうやっていろいろな制度を組んでいращやる中で、市役所の方の負担が増えていないのかなと思いました。こういった終活支援だと、サポートしている側の後見人ですとか、市役所の職員のほうも精神的な負担が非常に大きくて病んでしまうということもよくあるのかな

と思っているんですけれども、例えば終活登録事業をやっている、緊急連絡先がないときに結局は市役所の方がいろいろ動かないといけなくなったりとかして、その負担が増えていないかというところ、何か負担を減らすための取組とかされていていましたら教えていただけたらと思います。

◎横須賀市理事者

2万円ぐらいしか予算がなかったもので、システム化はしていないんです。いまだに5万円です。土日、夜間は絶対呼ばれるなと思っていて、なにかあれば守衛から私に電話が入ることになっているんですけれども、10年間やっていて1回もないんですよ。カードを絶対持っていてと徹底的に言っているんで、カードに書いてある緊急連絡先の人に連絡が入っている場合が圧倒的に多いと思うんですね。そうすると、それでカバーできるのは92%だと、もう分かっているんです。9割以上カバーできている。そういうことが分からないから民生委員が呼ばれちゃうとかがあるわけです。でも9割と分かっているわけだから、まずそのところで防ごうということです。

それから、実際には隣にある総合相談係が、人が倒れたりすると後見人が就くまでの間、緊急事務管理と称してお金を持ってくる、金庫の中にしまう、相互監視して、悪さしないようにしているんですけれども、総合相談係が頑張ってくれているので、4名でやっているんですけれども、そんなに負担を感じたことはないんですね。

逆に暇な日もたくさんあるので、フードバンクまで予算ゼロで勝手にやっちゃっています。フードを集めていますと、市民が毎日ケチャップ1本とか持ってくるんですよ。また、市内の企業からは災害備蓄品を全部もらうようにしています。横須賀市の学童保育は全国一高いということで有名なんですが、その学童保育に災害備蓄品のお菓子をどんどん出して、ちょっと評判を回復するとかやっています。そんなに大変だと思ったことはないです。

今でこそ毎日3人とか4人、誰かしら相談に来ます。当初はほとんど来なかったもので暇でした。係長と僕2人だったんで、最初のうちはそれで十分だったんですね。今は、4人付けていただいて、訪問がちょっと大変になっちゃったんで、ボランティアや、市民後見人養成講座履修生の人たちに行ってもらってカバーしています。この後、生存ケースが累積130ケースに増えていくということも予想されているんです。そうすると、さすがに訪問の専従が2人じゃ足りない。人口は減の中で、死者は増えていくわけだから、この事業は増えるわけじゃないですか。どうしようかなというところで、今40ケースをその市民後見人養成講座履修生にお願いしていますが、例えば80ケースぐらいお願いすれば、我々の負担は50ケースぐらいで済むので、それでいこうかなと思っています。我々のほうで皆さんコントロール、スーパーバイズしていこうかなと思っています。

隣の係と課が同じで、市民後見人さんとか地域包括のほうも隣の係で元締をやっているもので、そんなに負担は感じないです。

◎委員（甲斐まりこ）

緊急連絡先がうまく活用されているということですね。

◎横須賀市理事者

緊急連絡先は考え方です。はっきり言うと、急いで動いてそのとき何とかしてくれる人がいれば、誰でもいいんです。緊急連絡先、病院によっては連帯保証人みたいな言い方をしちゃっているわけなんですけれども、連帯保証人の考え方というのは、僕も法律が詳しくないんですけれども、金沢大学の先生に聞いたら、連帯保証人と言っているのは日本と朝鮮半島と台湾だけだということです。日本の占領地だったところしか連帯保証人なんて言葉を使わないと言っていましたね。だから、もうちょっと緩くして、緊急連絡先と言うと割と書ける。でも、8%ぐらいは

書けないです。

身元保証会社の問題がこれからクローズアップされていくはずなんですが、懸念されるのは類似の業界団体が三つか四つできちゃっていることなんです。だから、一つでまとまって、ガイドラインに沿って、変なことをやらないようにしようということですが、もう空中分解気味です。

問題なのは、どんなにいいガイドラインが業界団体でできても、それはみんな内向きに襟を正すガイドラインなんです。要するに独り暮らしで頼れる身寄りのない人がサポート事業者、身元保証事業者と契約する必要があるんですよ。じゃ、独り暮らしで頼れる身寄りのない人は、倒れちゃったらこの会社と契約しているのというのは誰がどうしたら分かるのかということです。この問題については業界団体任せでは駄目なはずなんです。

生命保険は二、三年前に、金融庁に問い合せてくれれば全ての生命保険の契約を教えますという制度をつくりました。それが身元保証事業者の監督官庁は金融庁じゃなくて厚生労働省だから、そういう発想がないんですよ。では、どうするかということですね。

私がお願いしているのは、ガイドラインにもう一個付けてくれということです。もし自分の住まいの市町村に終活登録制度があって、うちの会社と契約したら、市民であるあなたは、市役所にうちの会社と契約したよということを登録しなさいということ。そうすると、登録していただければ、どこと契約しているかというのは絶対にわかるんです。なぜかという、まず病院は市役所に問い合わせるからです。最後の医療費をどうしたらいいかと思っているんだけど、市役所に何か情報ありますか。そうすると、終活登録をしていて、横須賀身元保証協会というところと登録しています、だからそちらに問い合せてくださいと言ったら、横須賀身元保証協会はお金を払うわけですよ。本人が倒れたときに積極的に教えることはできないけれども、逆に問合せがあったら教えられる体制をつくれるのは、それは市役所だと思います。それがこれから多分、問題になってくると思います。

ちなみに、来年の3月頃から横浜市では18区、順次だと思いますけれども、全部の区で終活登録事業をやると言っていました。予算は1億6,000万円だそうです。ちょっとびっくりですね。各区に登録助言員を非常勤で配置するので1億6,000万円、各区に2名ずつ配置すると言ってました。

◎福祉部参事（若菜 進）

自治体のみで低予算で一生懸命、職員の方が動かれているという話なんです。地元の社協との連携協力だとか、何か関わっていることはありますか。

◎横須賀市理事者

市民後見人養成講座の講師をたくさん派遣していて、それで連携ができているところはあるんですけど、そのほか、うちはイベント社協でして、できるだけ市側の委託を受けないという姿勢なので、なかなか難しいんですよ。

◎福祉部参事（若菜 進）

権利擁護センターだとかを社協は持っていたりするんで、そちらの部分で結構知識とか福祉の相談って多いかと思ひまして、墨田区の社協では、すみだあんしんサービスというので見守りと任意後見、エンディングサポートをセットでやっていて、結構金額が高くて契約件数が伸びていないという状況が課題になっているんです。

◎横須賀市理事者

社協の事業を市役所が委託してくれて、市役所が予算をくれれば、もっとできるんですよ。だからその捻出として遺贈寄付を狙ったり、あるいは毎年会費を払ってもらおうということをやっている、福岡市社協がそうですよね。品川区社協も、ものすごくそれで名を上げているわけで

す。だから社協方式だと対象がミドルクラス以上になるんですよ。

◎福祉部参事（若菜 進）

区の事業として、社協に委託するのも一つの選択肢なのかなと考えます。

◎横須賀市理事者

その部分をプラスして、委託料を払って、低所得者向けだけは社協でやってくれというのも一つだと思います。若しくは低所得者向けのところだけは、例えば生活保護の係や墓地埋葬法の係で1個事業をうちのように立ち上げて、そこだけはうちがやる。社協といえども民間には違いなく、税収があるわけじゃないので、その収入がなければできないというものまで社協にお願いすることはできないです。

品川区はもうけていましたよ。福岡市社協はその事業費だけで2人職員を雇っていると言っていました。だから低所得者のほうは民間ではカバーできないものとして、あくまでも税金でカバーする、その市の職員でカバーするということで、うちのほうは超限定的にやっているわけです。

もう一つのほうは市民全員に関わるわけだから、社協に委託しても問題ないかもしれないけれども、社協さんは住民票も戸籍も持っていないし、社協さんに警察は電話をしないです。だから、やはり市役所がやるべき支援と思う。

それからエンディングノートについては、あれはもう信用金庫とか証券会社に任せておけばいいんですよ。100円ショップへ行けば110円で売っているんです。

それでいいはずなんですよ。そういう区分けで、うちは終活そのものをやるんじゃなくて、終活を支援する市役所の立場でここまではやる。

それ以上のエンディングノートを配るとか、そういう役所がやらないほうがいいことと、それから役所でしかできないことと、あと社協と連携できることを分ける。

◎福祉部参事（若菜 進）

横須賀方式のエンディングプラン・サポート事業ですけれども、生保受給者は5万円の負担ということで、これはお金がない方は社協で借りているのかということと、葬儀社が潰れた場合、仏式とかキリスト教とか、いろんなのがある中で、予算が決まっていないところでどうするのでしょうか。

◎横須賀市理事者

葬儀社が潰れてしまい、本人を火葬する人がいなくなった場合はどうするかということ、墓地埋葬法第9条で火葬する。

◎福祉部参事（若菜 進）

そのときに本人の希望があれば、公営系葬儀場でどこまでやるのでしょうか。

◎横須賀市理事者

同じです。葬儀屋さんをお願いするだけです。契約書が残っているので、どこの寺とかはまだ残っているでしょうから、葬儀屋を変えるだけです。それから、お金の出元を変えるだけです。

◎福祉部参事（若菜 進）

その金額は上げたり、下げたりするのでしょうか。

◎横須賀市理事者

そのときには生活保護基準プラス5万円でやっていただくことにします。

それから5万円については、ためてからくように言っています。自分の信教の達成でしようということで、それは譲れないところです。個人の信教の自由の保障なんです。死後については、今は何の信教の自由の保障もないんですよ。信教の自由は生前だけ保障していて、亡くなった後は勝手にということですよ。そこを家族、親族が保障できない人は、5万円出してくれ

ば、行政が亡くなった後も保障しているわけでは

以上